

第4章 計画の概要と目標

1 計画の基本理念

自殺(自死)の多くは、個人の自由な意思や選択によるものではなく、失業、長時間労働、多重債務など様々な社会的要因により心理的・精神的に追い込まれた末の死であり、自殺(自死)を図った人の多くは何らかの精神疾患にかかっているといわれています。

ストレス過多の現代社会の中で、自殺(自死)は、特定の人だけの問題ではなく、すべての市民に起こりうる問題であり、また、遺族や周りの人々に、深い悲しみと生活上の困難をもたらすほか、社会全体にも大きな影響を及ぼします。

このため、第2次計画と同様に、市民一人ひとりがうつ病や統合失調症等の精神疾患を正しく理解し、かけがえのない命を守ることの大切さを認識するとともに、失業、倒産、多重債務、長時間労働といった様々な社会的要因の見直し等に関係機関が連携して取り組むことなどにより、市民が生きる喜びを共有できる社会の実現を目指し、第3次計画の理念を次のとおり設定します。

また、生きる喜びを共有し合い、心理的・精神的に追いつめられることを無くすためには、希薄化した人と人との関わりを見直し、お互いに関心を持ちながら接しあうことで、“多様な個性を持つ人がいてもよい、多様な個性を持つ人がいたほうがよい”と誰もが思えるようになることが重要であると考えます。

そこで、第2次計画と同様に、多様な個性と価値観を尊重し許容する寛容なコミュニティーの形成を進めることの必要性を啓発するために、“ささえあい、みとめあい、ゆるしあえる社会を目指して”を基本理念の副題とします。

基本理念

かけがえのない命を支え合い、生きる喜びを分かち合えるまち「ひろしま」
～ ささえあい、みとめあい、ゆるしあえる社会を目指して ～

2 計画の基本認識

基本認識

- 自殺(自死)は、その多くが追い込まれた末の死である
- 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている
- 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

平成29年(2017年)7月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」では、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して」を副題に、上の3つの基本認識のもと、国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が緊密な連携を図りつつ、国を挙げて自殺(自死)対策を総合的かつ効果的に推進することが明記されていることから、第3次計画においては「自殺総合対策大綱」の基本認識と同じとします。

(1) 自殺(自死)は、その多くが追い込まれた末の死である

自殺(自死)に至る心理としては、様々な悩みが原因で心理的に追いつめられ、自殺(自死)以外の選択肢が考えられない状態に陥ってしまう、あるいは、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感や与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。

自殺(自死)を図った人の直前の心の健康状態を見ると、大多数は、様々な悩みにより心理的に追いつめられた結果、抑うつ状態にあったり、うつ病、アルコール依存症等の精神疾患を発症しており、これらの影響により正常な判断を行うことができない状態となっていることが明らかになっています。

このように、自殺(自死)は個人の自由な意思や選択の結果ではなく、「自殺(自死)は、その多くが追い込まれた末の死」と言うことができます。

(2) 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている

平成19年(2007年)6月、政府は、自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺(自死)対策の指針として自殺総合対策大綱を策定し、その下で自殺(自死)対策を総合的に推進してきました。

大綱に基づく政府の取組のみならず、地方公共団体、関係機関、民間団体等による様々な取組の結果、平成10年(1998年)の急増以降年間3万人超と高止まっていた年間自殺者数は平成22年(2010年)以降10年連続して減少しましたが、令和2年(2020年)には11年ぶりに増加しました。

また、若年層では、20歳未満は自殺死亡率が平成10年(1998年)以降おおむね横ばいであることに加えて、20歳代や30歳代における死因の第一位が自殺(自死)であり、自殺死亡率も他の年代に比べてピーク時からの減少率が低くなっています。さらに、我が国の自殺死亡率は主要先進7か国の中で最も高く、年間自殺者数も依然として2万人を超えており、非常事態はいまだ続いていると言わざるを得ません。

(3) 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

国の自殺(自死)対策が目指すのは「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」であり、その目的は「国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与すること」と自殺対策基本法にうたわれています。

また、平成28年(2016年)の改正自殺対策基本法により、都道府県及び市町村は、地域自殺対策計画を策定するものとされました。あわせて、国は、地方公共団体による地域自殺対策計画の策定を支援するため、市町村が実施した自殺対策事業の成果等を分析し、その結果を踏まえて、対策事業の改善策を提供することとなりました。

自殺総合対策とは、このように国と地方公共団体等が協力しながら、全国的なPDCAサイクルを通じて、自殺(自死)対策を常に進化させながら推進していく取組です。

3 数値目標

第3章で記述したとおり、第2次計画を策定した平成27年(2015年)と比較すると、本市の自殺者数及び自殺死亡率は減少傾向にありますが、近年は横ばいとなっており、第2次計画の目標としていた数値(自殺死亡率13.0以下)を達成することはできませんでした。

令和2年(2020年)は、全国においても11年ぶりに自殺者数が増加、特に女性や若年層の自殺者数が増加しており、厚生労働省は、社会・経済活動の自粛の影響や学校の休校など生活環境の変化の影響を受けやすい女性や若年層で自殺者数の増加が生じてしまったと要因を分析しています。本市においても同様の傾向があることから、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響があったものと考えられます。

一方、本市において新型コロナウイルス感染症の患者が発生する前の平成30年(2018年)においては、自殺死亡率が12.2であり、第1次計画を策定した平成20年(2008年)以降では最低となっていたこと、また平成30年(2018年)以前も自殺死亡率は減少傾向にあったことから、今後も12.2以下の自殺死亡率を達成することは実現不可能ではないと考えられます。

そこで、第3次計画では、平成27年(2015年)から令和元年(2019年)の5年間の自殺死亡率の平均値が基準年である平成27年(2015年)と比べ15%減少していることから、過去5年間(平成27年(2015年)～令和元年(2019年))の自殺死亡率の平均値13.8を15%以上減少させ、11.7以下にすることを数値目標とします。

指 標	過去5年間の平均 (平成27年～令和元年)	目標 (令和8年(2026年))
自殺死亡率 (人口10万人あたりの自殺者数)	13.8 (※1)	11.7 【15%、26人減少】

(※1) 出典 人口動態統計(厚生労働省)

今後、本市では、第2次計画に基づく自殺(自死)対策の推進による成果と課題を踏まえ、本市の自殺(自死)の実情に応じた施策の展開を検討し、対策を行う段階と対象の絞り込み等による重点的な施策を実施します。

加えて、広島市自殺(自死)対策推進センターが中心となって、保健・福祉・医療・労働・教育・警察等関係機関と連携を図りながら、より一層、総合的かつ効果的な自殺(自死)対策を推進し、更なる自殺死亡率の減少に努めます。

4 計画の施策体系

第1次及び第2次計画の策定以降は、自殺者数が総じて減少するなど一定の成果を挙げてきた実績を踏まえ、第3次計画においては、従前の切れ目のない取組を維持・発展させていくとともに、自殺(自死)の現状やこれまでの取組で明らかとなった課題を踏まえ、p34の図16のとおり、自殺(自死)を考えている人や悩みを抱えている人に対して支援していきます。

また、3つの基本方針のもと、p35、p36の「計画の構成」及びp37、p38の「施策体系図」のとおり10の切れ目のない取組について体系的に各種施策に取り組み、より一層の自殺死亡率の減少を目指します。

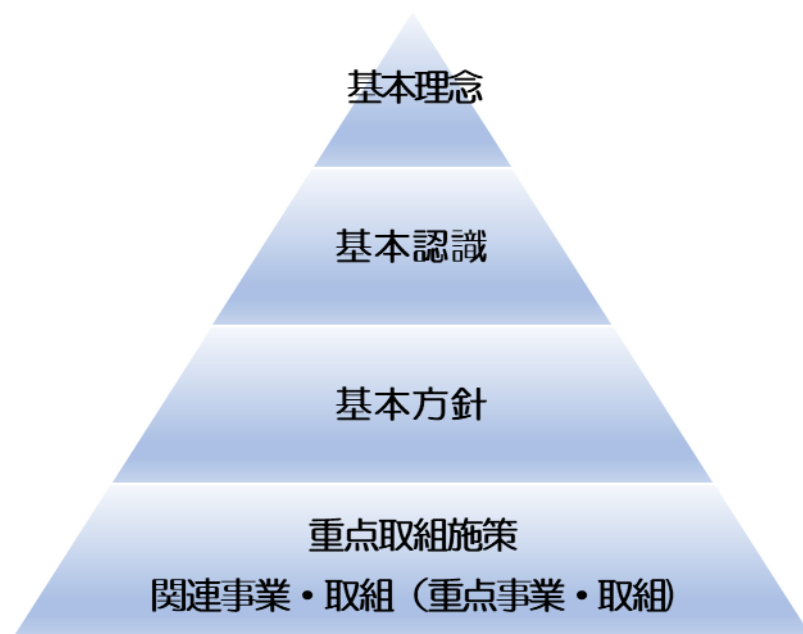
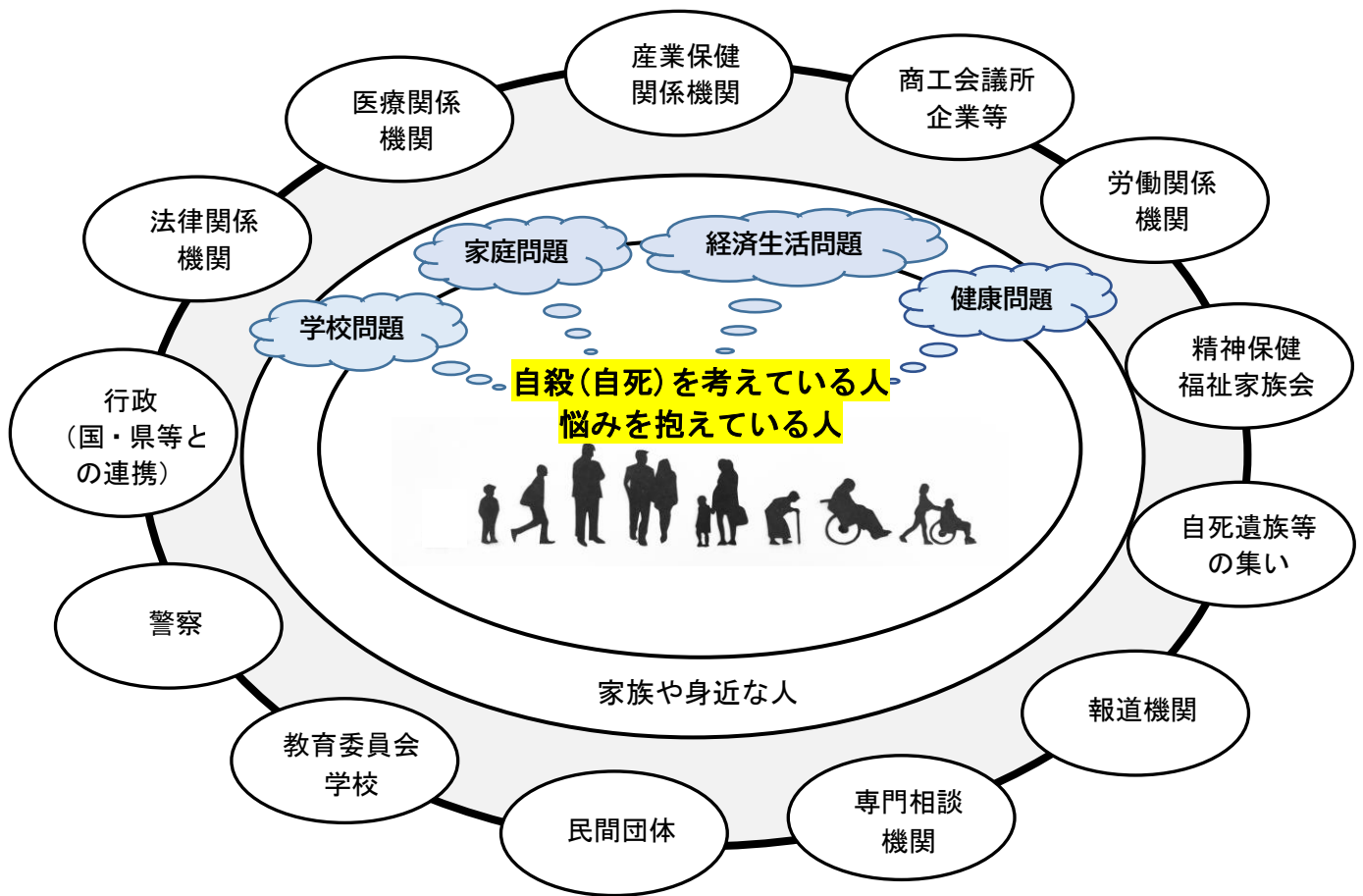


図 16 連携・協働による支援イメージ図



広島市うつ病・自殺(自死)対策推進計画（第3次）の構成

基本理念	基本方針	重点取組施策	評価指標	重点事業・取組
かけがえのない命を支え 合い、生きる喜びを分か ち合えるまち「ひろしま」 ～ささえあい、みとめあ い、ゆるしあえる社会を 目指して～	1 自殺(自死)ハイリ スク者対策の充実	1 SOSの出し方に関する教育の充実	1 スクールカウンセラーを活用したSOSの出し 方に関する教育の公立小・中学校の実施状況	1 SOSの出し方に関する教育の充実
		2 インターネットを活用した相談支援体制の 構築	2 インターネットを活用した相談支援事業におけ る累計相談者数	2 インターネットを活用した相談支援事業の実施
		3 困難を抱えた人々の支援にあたる専門職の 対応力向上	3 相談機関職員を対象としたゲートキーパー研修 の累計受講者数	3 医療機関スタッフへのゲートキーパー研修 4 相談機関職員の資質向上（ゲートキーパー養成）
	2 共助の精神に基づ く自殺(自死)対策の 取組等への支援	4 心の不調を抱える人を支援する人材の育成	4 市民アンケート「自殺(自死)対策のために取り組 むことができること」の「これまで以上の家族や友 人への目配り」ができるとする回答の割合	5 心の不調を抱える人を支援する人材の育成
		5 生活困窮者等を支援する団体への支援強化		6 一時生活支援事業の実施
		6 孤立・孤独化しやすい人々の居場所づくり		7 広島ひきこもり相談支援センターの運営
		7 地域の実情に応じた高齢者の見守り		8 高齢者地域支え合い事業の実施
	3 関係機関のネット ワークの強化	8 相談機関の効果的な周知	5 市民アンケート「相談機関の認知度」の割合	9 自殺(自死)やうつ病等の精神疾患に関する正しい知識の普及啓発 10 自殺予防週間(9月10日～16日)及び自殺対策強化月間(3月)の推進 11 相談の手引（相談機関や医療機関の情報集）等の作成・配付 12 インターネットを活用した相談支援事業の実施（2の再掲）
		9 精神科医療機関と相談機関の連携強化		13 精神科医療機関と相談機関の連携強化のための体制整備等
		10 相談機関間の連携強化	6 「うつ病・自殺(自死)対策相談機関実務者連絡会 議」の開催回数	14 うつ病・自殺(自死)対策相談機関実務者連絡会議におけるネットワ ークづくり 15 相談の手引（相談機関や医療機関の情報集）等の作成・配付（11の 再掲）

広島市うつ病・自殺(自死)対策推進計画（第3次）の施策体系図

基本理念：かけがえのない命を支え合い、生きる喜びを分かち合えるまち「ひろしま」
～ささえあい、みとめあい、ゆるしあえる社会を目指して～

○印は本計画における新規事業（令和4年度以降に開始予定の新規事業は下線）を、**太字**は重点事業・取組を示します。

1 市民一人ひとりの気づきと見守りを促す 【基本方針1、2、3】

- ① 自殺(自死)やうつ病等の精神疾患に対する正しい理解の促進
ア 自殺(自死)やうつ病等の精神疾患に関する正しい知識の普及啓発
イ 自殺予防週間（9月10日～16日）及び自殺対策強化月間（3月）の推進
ウ 自殺(自死)予防に関するホームページの充実
エ 産後の心身の変化や産後うつ病に関する啓発
オ 心の不調を抱える人を支援する人材の育成
カ 市職員に対するゲートキーパー研修の実施
- ② 児童生徒が命の大切さを実感できる教育の実施
ア 子どもの人間関係づくり推進プログラムの実施
イ いじめ・不登校への早期支援プログラムの実施
ウ SOSの出し方に関する教育の充実
エ 人権教育の推進

2 自殺(自死)対策の推進に資する調査研究を推進する 【基本方針1】

- ① 自殺(自死)の実態把握
ア 広島市自殺(自死)対策推進センターの運営（情報分析・基本計画策定員による自殺(自死)の実態把握・分析等）

3 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する 【基本方針2】

- ① 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
ア 企業と連携した健康教室の開催
イ 「広島市地域保健・職場保健連携推進協議会」における職場のメンタルヘルス対策の実施
- ② 地域における心の健康づくりの推進
ア 元気じゃけんひろしま21（第2次）の推進
イ 心の健康づくりの推進
ウ 保健師による訪問型支援の実施
エ 依存症相談拠点の運営
オ 広島ひきこもり相談支援センターの運営
カ 高齢者の多様な活動の支援
キ 高齢者の外出・交流機会の提供
ク 高齢者いきいき活動ポイント事業の実施
ケ 被爆者の健康づくりの推進
コ 青少年支援メンター制度の推進
サ 区役所子ども家庭相談コーナーの運営
シ 健康の保持・回復のための運動施設の設置(公園緑地の活用)
- ③ 学校における心の健康づくりの推進
ア スクールカウンセラーによる相談活動（スクールカウンセラー活用事業）
イ 教職員による心の健康づくり
ウ 思春期の心の成長を促す指導
エ 心の健康相談事業の実施
オ 市立高等学校精神保健連絡会での精神科医からの指導助言
カ 広島市立大学カウンセリングサービスの実施
キ 市立看護専門学校スクールカウンセリングの実施
- ④ 大規模災害等における被災者等の心のケア
ア 災害時の心のケア
イ 新型コロナウイルス感染症に対応した心のケア

4 自殺(自死)対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る 【基本方針1、2】

- ① 医療関係者の資質向上
ア かかりつけの医師等のうつ病対応力の向上
イ 医療機関スタッフへのゲートキーパー研修
- ② 相談支援関係者等の資質向上
ア 相談機関職員の資質向上(ゲートキーパー養成)
イ 市職員に対するゲートキーパー研修の実施(再掲)
ウ 心の不調を抱える人を支援する人材の育成(再掲)
エ 民生委員・児童委員等への研修
- ③ 教職員等の資質向上
ア 精神保健福祉センター教育研修事業の実施
イ 教職員の啓発
ウ 教職員への研修（子どもの自殺(自死)予防）
エ 青少年教育相談員への研修
- ④ 自殺(自死)対策従事者への心のケアの推進
ア 自殺(自死)対策従事者への心のケアの推進

5 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする 【基本方針3】

- ① 精神科医療等の充実
ア 精神科医療機関や福祉サービス等の紹介
イ 精神障害者通院医療費補助
ウ 重度精神障害者通院医療費補助
エ 精神科救急医療システムの運営(24H精神科救急センター受入、24H電話相談など)
オ かかりつけの医師と精神科医との連携強化
カ かかりつけの医師等のうつ病対応力の向上（再掲）
キ 精神科医療機関と相談機関の連携強化のための体制整備等
- ② 子どもの心の診療体制の整備の推進
ア 環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童に対する入所・通所治療
イ 舟入市民病院小児心療科外来による支援
ウ 教職員による相談活動
エ 青少年総合相談の実施
オ 心の健康相談事業の実施（再掲）
- ③ 依存症対策の推進
ア 依存症相談拠点の運営（再掲）

6 社会全体の自殺(自死)リスクを低下させる 【基本方針1、2、3】

- ① 相談機関ネットワーク体制の整備
ア うつ病・自殺(自死)対策相談機関実務者連絡会議におけるネットワークづくり
イ 相談の手引(相談機関や医療機関の情報集)等の作成・配付
ウ 広島市自殺(自死)対策推進センターの運営（自殺(自死)対策連携推進員による自殺(自死)対策ネットワークの強化）
- ② 精神保健福祉に関する相談
ア 心の健康づくりの推進（再掲）
イ 依存症相談拠点の運営（再掲）
ウ 広島市自殺(自死)対策推進センターの運営（自殺(自死)対策専門相談員による電話相談対応等）
エ 広島ひきこもり相談支援センターの運営（再掲）
- ③ 生活支援に関する相談
ア 消費生活センターでの多重債務問題への対応
イ 市民相談センター等での法律相談の実施
- ④ 生活困窮者に対する相談・支援
ア 生活困窮者の自立相談支援事業の実施(くらしサポートセンター)
イ 就労支援の実施
ウ 住居確保給付金給付事業の実施
エ 家計改善支援事業の実施
オ 一時生活支援事業の実施
カ 生活困窮世帯学習支援事業の実施

⑤ 中小企業の経営に関する相談 ア 中小企業支援センターでの相談事業の実施 イ 中小企業金融対策の実施（広島市中小企業融資制度）

⑥ 雇用に関する相談・支援 ア 広島市雇用対策協定に基づく就労支援等の取組の推進 イ 就職氷河期世代等支援事業の実施 ウ 働く女性・若者のための就労環境整備の推進

⑦ 女性及び男性のための相談 ア 妊娠・出産包括支援事業の実施 イ 母子相談の実施 ウ 女性のためのなんでも相談の実施 エ 男性のためのなんでも相談の実施

⑧ 性的マイノリティへの支援 ア 人権啓発事業の実施 イ パートナースhip宣言制度の実施

⑨ 暴力に関する相談 ア 暴力被害相談の実施 イ 犯罪被害者等総合相談窓口の運営 ウ 配偶者暴力相談支援センターの運営

⑩ ICTを活用した自殺(自死)対策の強化 **ア インターネットを活用した相談支援事業の実施**

⑪ インターネット上の有害サイトへの対応 ア 電子メディアと子どもたちの健全な関係づくりの推進

⑫ 高齢者とその介護者への支援 ア 地域包括支援センターにおける相談支援 イ 保健・医療・福祉総合相談窓口の運営 ウ 訪問型生活支援事業の実施 エ 家族介護教室の開催 オ 介護サービス相談員派遣事業の実施 **カ 高齢者地域支え合い事業の実施** キ 認知症カフェ運営事業の実施 ク 認知症コールセンターの運営 ケ 認知症高齢者等の家族の会に対する支援 コ 認知症疾患医療センターの運営 サ 認知症初期集中支援チームの運営

⑬ 子どもの自殺(自死)の防止 ア いじめ・不登校等対策ふれあい事業の実施 イ 学校問題解決支援事業の実施 ウ いじめ110番の運営 エ 「子どものいじめ」に関する情報提供窓口の運営 **オ ネットパトロールの実施** **カ 心の健康相談事業の実施（再掲）** キ 市立高等学校精神保健連絡会での精神科医からの指導助言（再掲） ク 青少年支援メンター制度の推進（再掲） コ 思春期生徒に対する相談先カードの配布

⑭ 慢性疾患患者等に対する支援 ア 小児慢性特定疾病の子どもと保護者のための相談の実施 イ 難病患者及び家族への相談の実施

⑮ 虐待の防止 ア 児童相談所等における児童虐待の相談・支援 イ 区役所子ども家庭相談コーナーの運営（再掲） ウ 各区の保健・医療・福祉総合相談窓口や地域包括支援センターにおける相談支援 エ 障害者虐待防止センターにおける障害者虐待の相談・支援

7 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ 【基本方針1、3】

- ① 自殺未遂者や家族に対する支援
ア 自殺未遂者支援コーディネーター事業の実施
イ 自殺未遂者等への相談機関が掲載されたリーフレットの配布
ウ 教職員による自殺未遂者への支援
エ スクールカウンセラー活用事業による自殺未遂者への支援（スクールカウンセラー活用事業）
オ 青少年総合相談の実施（再掲）
カ 教職員の啓発（再掲）
キ 相談の手引(相談機関や医療機関の情報集)等の作成・配付（再掲）

8 民間団体等との連携を強化する 【基本方針3】

- ① 行政と民間団体、民間団体間の連携の強化
ア うつ病・自殺(自死)対策推進連絡調整会議におけるネットワークづくり
イ うつ病・自殺(自死)対策相談機関実務者連絡会議におけるネットワークづくり（再掲）
ウ 広島市自殺(自死)対策推進センター運営（自殺(自死)対策連携推進員による自殺(自死)対策ネットワークの強化）（再掲）
エ 相談の手引(相談機関や医療機関の情報集)等の作成・配付（再掲）
オ 民間相談団体の活動紹介
カ 社会福祉法人広島いのちの電話相談事業補助（24H電話相談）
キ NPO法人ひろしまチャイルドラインフリーダイヤル「その思い、きかせて！」の電話相談事業に対する補助
ク 高次脳機能障害者支援事業（NPO法人高次脳機能障害サポートネットひろしまへの相談事業委託）
ケ 「暮らしとこころの相談会」及び「まちかど生活相談会」の実施
コ 依存症相談拠点の運営（再掲）

9 子ども・若者の自殺(自死)対策を更に推進する 【基本方針1】

- ① ICTを活用した自殺(自死)対策の強化
ア インターネットを活用した相談支援事業の実施（再掲）
- ② 児童生徒が命の大切さを実感できる教育の実施
ア 子どもの人間関係づくり推進プログラムの実施（再掲）
イ いじめ・不登校への早期支援プログラムの実施（再掲）
ウ SOSの出し方に関する教育の充実（再掲）
エ 人権教育の推進（再掲）

10 遺された人の苦痛を和らげる 【基本方針1】

- ① 大切な人を自死で亡くされた方(自死遺族等)への支援
ア 自死遺族等グループの運営支援
イ 自死遺族等支援のための講演会・研修会等の実施
ウ 自死遺児支援のための研修会の実施
エ 自死遺族等向けリーフレットの作成・配布
- ② 学校での事後対応の促進
ア 事後対応マニュアルの普及
イ 専門家の派遣
ウ 教職員による遺された人への支援
エ スクールカウンセラーによる遺された人への支援（スクールカウンセラー活用事業）
オ 教職員の啓発（再掲）